

「平成30年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：平成30年9月4日（火）14：00～17：00

開催場所：農林水産省三番町共用会議所 2階 大会議室

〈主な質疑応答〉

1 開会

植物防疫課荒木総括から挨拶

2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

鬼武委員：IPPCの組織について、実施能力開発委員会では、紛争解決も扱うことになっているが、WTOの紛争解決と何が異なるのか。

事務局：実際には紛争解決の事例はほとんどなく、活動は紛争回避が主になっている。

事務局：WTOのSPS協定の枠組みの中で紛争解決を行うことができるが、実施能力開発委員会は、WTOの紛争解決に至る前の段階の案件も扱うことができるようになっている。

3 加盟国協議に諮られているISPM案

（1）ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

豊島委員：「球根及び塊茎」の削除が提案されているが、削除により植物検疫上の扱いが変わるのか。

事務局：植物検疫上の扱いは変わらない。今回の改正では、「品目群（commodity class）」の定義が削除されることにもない、一般的な意味と同様の意味で用いられる用語が削除されるだけである。

（2）ISPM 8「ある地域におけるペストステータスの決定」の改正

早川委員：「一時的発生（transience）」、「存在」及び「非存在」の3つの分類を「存在」及び「非存在」の2つにした理由（「一時的発生」を削除した理由）は何か。

事務局：一時的発生であったとしても、病害虫は「存在」している点、現行の「一時的発生」ではどれだけの期間を一時的と取り扱うのか不明瞭で混乱を生じているといった点を踏まえ、本改正案では「一時的発生」が削除されたと認識している。

早川委員：「一時的発生」は「存在」に分類された（含めた）と理解して良いか。

事務局：改正案では「存在」に分類されている。ただ、現行のISPM 8では、「一時的発生」に「non-actionable」、「actionable: under surveillance」、「actionable: under eradication」の項目があったが、改正案のパラ 92の説明は「non-actionable」の考えが含まれていないため、「non-actionable」の考えを追加するためのコメント（気候環境等によ

って生存することが見込まれない) を提案している。

大藤委員：パラ 93 の説明は、「検疫措置が適切に行われていれば病虫害は定着しない」ことを記載していると理解できる。生存が見込まれないこのような発生は、「非存在」の分類であるパラ 115 に入れてはどうか。

宮井委員：パラ 93 の説明では、「or」以降は transient の説明を行っているものであり、現在のコメント案で問題はないと考える。

鬼武委員：「Databases and Websites」の情報を別の表に入れる提案をすることだが、その表はどのような形とするのか。

事務局：現行のパラ 209-214 にある記載をそのままの形で別の表として分離することを想定している。パラ 216 で、情報源の信頼度の高さは「Information gathered from surveillance」から、「Unpublished communications from sources other than NPPO」の順である旨のコメントを提出する予定。その順序を考慮すると、「Databases and Websites」は様々な情報源からの情報を集約したものであり、他の情報源とは性格が異なるため、現在の表から外して別表 2 などとして整理するのが適当と考える。

(3) 植物検疫活動の実施主体への権限付与

早川委員：パラ 1 及びパラ 28 でコメントしている「ガイダンス」と「枠組み」ではどちらが法的観点から厳しいのか。

事務局：ガイダンスは指針であるため、ガイダンスの方が拘束力は緩いと考える。本基準の設計書にあたる仕様書において「ガイダンスを提供する」とされていることもあり、枠組みではなくガイダンスとすることが適当と考える。

宮井委員：パラ 46 について、実際に民間の実施主体に権限付与を行う予定があるか。法的枠組みにより権限付与されることが規定されているため、現案に対する修正の必要性を感じないが、何か懸念をしていることがあるのか。

事務局：我が国で現段階では権限付与を行う具体的な予定はないが、現案では権限付与を行う必要のない民間に対しても権限付与する法的枠組みを定めるべきことを規定しているようにも読めるため、修正した方が適当と考える。

早川委員：本基準案の提案国はニュージーランドや豪州か。

事務局：ニュージーランドやカナダが本基準案を支持していると聞いている。

早川委員：日本の NPPO (植物防疫所) の業務が多様化している中、植物検疫活動の民間機関への権限付与は、植物防疫所と当該民間機関との間で競合関係でなく補完関係になりえると考えられるので、今後柔軟に対応していくことも検討いただきたい。

宮井委員：監査の実施頻度について、「定期的に」だと、監査が適切に実施されない懸念もあるため、少なくとも 1 年に 1 回とすることは妥当ではないか。

事務局：頂いたご指摘を踏まえて検討したい。

荻野委員：実施主体への権限付与について、監査(audit)と監督(supervise)と

の違いは何か。

事務局：確認し、回答する。

荻野委員：団体への監査又は監督を権限委任された団体が監査を行う頻度は記載されていないのか。

事務局：パラ 112 の内容に含まれていると考える。すなわち、1 年に 1 回以上となる。

(4) 植物検疫措置としてのガス置換処理の利用の要件

宮ノ下委員：二酸化炭素は農薬登録され、我が国では文化財などに寄生する害虫の「くん蒸処理」に利用されていると認識しているが、二酸化炭素による処理は「ガス置換処理」なのか、「くん蒸処理」なのか。

事務局：本 ISPM 案においては、大気中に存在する二酸化炭素、酸素、窒素などのガス濃度を変えて処理する方法が「ガス置換処理」であり、大気中に含まれない化学ガス（殺虫剤 fumigant）を用いた処理は「くん蒸処理」であると整理されている。そのため、二酸化炭素を用いた処理はガス置換処理である。

宮ノ下委員：二酸化炭素と化学ガスの混合くん蒸はくん蒸処理に含まれるか。

事務局：然り。

(5) 植物検疫措置としてのくん蒸の利用の要件

宮井委員：「くん蒸剤の沸点から 3～5℃まで低下した場合」の扱いについて科学的根拠がないから、該当部分を削除するというのではなく、くん蒸剤の沸点から明らかに低温である場合、適切に気化せずくん蒸の失敗につながる恐れがあるため、「くん蒸を続行すべきでない」という書きぶりに修正してはどうか。

事務局：くん蒸の処理温度については、個別のくん蒸における処理基準 (treatment schedule) 策定時に考慮されるべきものであり、処理基準に従った手順の実施について説明をしている当該箇所これを記載する必要はないと考える。

宮井委員：パラ 127 について、くん蒸開始時間の記述を削除することの理由として、リン化水素くん蒸が当該開始時間の記述に整合しないことを挙げているが、実際はいつをくん蒸開始としているのか。

事務局：リン化アルミニウム剤によるくん蒸では、薬剤を投薬後、空気中の水分と反応し徐々に殺虫成分であるリン化水素が発生し、1 日程でリン化水素の発生が終了すると考えられる。しかしながら、リン化水素の発生と同時に被くん蒸物への収着や漏洩も生じるため、どの時点でもリン化水素の発生終了とするかの判断は難しい。そのため、日本ではリン化アルミニウム剤によるくん蒸においては投薬後施設を密閉状態にした時点をくん蒸開始としている。

宮井委員：くん蒸開始時間の記述がなくても、問題とならないから削除するとの理解で良いか。

事務局：然り。

大村委員：パラ 127 について、ガス濃度の読み取りを、ガスが均等に分布し

ていることを確認するためだけにガス濃度を測定する訳ではないことが他の箇所の記載から理解できるものの、該当の文章のみを読むと、濃度測定の目的は庫内におけるガスの均一性を確認するためのよう
に読める。誤解されないような記載となるよう工夫が必要と思う。現
案で問題ないか、確認してほしい。

天笠委員：くん蒸処理に係る安全性の記述が、セクション 10 の最終パラに見
られるが、この記載内容では規制として弱い。もっと安全面を強調す
べきではないか。

事務局：植物検疫処理としてのくん蒸処理、言い換えれば殺虫効果をいかに
確保するかに重きをおいた ISPM 案であるため、昨年
の第 1 回加盟国協議の結果を踏まえ、人体に対する安全面の記述は取り除かれた経緯
がある。決して、人体への安全面をないがしろにしている訳ではない
が、修正が可能か検討したい。

4 その他情報提供（仕様書案及び ISPM 27「規制有害動植物の同定診断プロト コル」の付属書案）

君島委員：木材品目のシステムズアプローチに関する仕様書案について、
「wood commodity」の示す範囲に製材が含まれるかどうかに関心か
ある。

事務局：現在 ISPM 5 改正案で示されている、「wood」の定義には製材が含
まれる。本仕様書案の「wood commodity」の定義が不明確であるた
め、明確化すべきとのコメントを提出している。

5 閉会

事務局：今回の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を調整し、委
員にお諮りする
ので引き続き御協力願いたい。提出期限の 9 月 30 日
までに我が国のコメントとして IPPC 事務局に提出する予定。

以上